

令和3年度第10回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和4年1月7日（金）午後1時37分 から 午後2時50分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（23人）

会	長	20番	水柿	重壽
委	員	2番	柴	保
		3番	栗島	和子
		4番	飯泉	孝
		5番	寺内	美雄
		6番	岩渕	進
		7番	齊藤	秀樹
		8番	稻見	くに子
		9番	國府田	喜久男
		10番	秋山	員宏
		11番	大林	富子
		12番	赤城	美子
		13番	齊藤	一弥
		14番	宮崎	亨
		15番	関口	均
		16番	蓮沼	俊男
		17番	宮山	繁治
		18番	栗島	菊雄
		19番	永井	尚子
		21番	高島	敏男
		22番	小野田	勝男
		23番	瀬端	洋
		24番	坂入	進

4、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、報告

報告第 45 号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて

4、議案

議案第 66 号 農地法第3条の規定による許可について

議案第 67 号 農地法第4条の規定による許可について

議案第 68 号 農地法第5条の規定による許可について

議案第 69 号 現況確認証明（非農地証明）について

議案第 70 号 所有者等を確認できない農地の公示について

議案第 71 号 筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について

5、報告

報告第 46 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について

報告第 47 号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第 48 号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

6、閉会

5、農業委員会事務局職員

事務局長

田所 秀一

農地調整課長

菊地 雄一

農地調整課庶務調整グループ課長補佐

高島 満

農地調整課庶務調整グループ係長

渡邊 静香

農地調整課庶務調整グループ主任

倉持 寿和

農地調整課庶務調整グループ主任

信田 啓太

6、会議の概要

議 長

皆さん、改めましてあけましておめでとうございます。

去年は、新型コロナウイルス感染症のまん延により大変な年でしたが、今なおウイルスの猛威は衰えることなく、大変厳しい状況が続いております。そのような中ですが、皆様無事新年を迎えることができ、安心いたしております。

引き続き新型コロナ対策も含め、健康には充分ご留意のうえ、委員会活動をお願いしたいと思います。

それでは、只今より、令和3年度第10回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。

只今の出席委員は、23名であります。全員出席ですので、会議は成立いたします。

会議書記に、農業委員会事務局の田所局長、菊地課長、高島補佐、渡邊係長、倉持主任、信田主任の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日1日といたします。ご了承願います。

次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、22番 小野田委員と23番 瀬端委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

次に、日程第3、報告第45号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」を事務局より説明をお願いします。

事務局長
菊地課長

菊地課長より説明いたします。

報告第45号、農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて、令和4年1月7日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

こちらの取下げにつきましては、10ページ、議案第68号、受付番号1番の案件になっておりますが、12月9日付けで取り下げ願いが提出されました。取り下げ理由につきましては、測量再設計のための取り下げによるものとなっております。以上でございます。

議 長

報告のとおりでございます。議案書10ページ、議案第68号、受付番号1番の削除をお願いいたします。

次に、日程第4、議案第66号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

なお、受付番号1番及び2番、並びに11番、12番の議案については、除斥がありますので、先に審議いたします。

受付番号1番及び2番、並びに12番は、12番議席 赤城委員が関係者となっ

ておりますので、筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、除斥を願います。

午後 1 時 42 分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長
倉持主任

倉持主任より説明いたします。

議案第 66 号、農地法第 3 条の規定による許可について、令和 4 年 1 月 7 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

番号：1 番、譲受人：筑西市赤浜、譲渡人：水戸市上国井町、申請土地の表示：海老江字八反田、台帳地目：田、現況地目：田、面積：284 m²、外 5 筆、合計 6 筆、合計面積 4,788 m²、契約内容：売買、譲受人の経営面積：8,324 a、従農者数：1（1）、譲渡人の経営面積：375 a。

2 番、筑西市赤浜、水戸市上国井町、海老江字八反田、田、田、2,442 m²、外 8 筆、合計 9 筆、合計面積 9,046 m²、売買、8,324 a、1（1）、375 a。

12 番、筑西市赤浜、東京都大田区萩中一丁目、村田字東芦間、畑、畑、550 m²、売買、808 a、7（5）、6 a。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号 1 番及び 2 番並びに 12 番について、調査委員の報告をお願いします。

寺内美雄
委 員

5 番、寺内が報告いたします。

先月の 24 日に書類を見させていただきました。その後、当事者に確認をいたしたところであります。1 番、2 番については、明野地区内においても有数の農業法人であります。そして、譲渡人については、県の農林振興公社であるということから、公社を通しての売買であるということから、問題はないかと考えております。皆様の更なるご審議をお願いいたします。続きまして 12 番ですが、譲受人の方は、先程の 1 番、2 番の譲受人である法人の代表者の弟さんであります。会社勤めをする傍ら、農業の方も営んでいるところでもあります。この譲渡人ですが、現在は東京に住んでおりますけれども、明野地区内に実家があります。父親、弟さんが他界し、それから 3 年前に母親が亡くなり、家には誰もいなくなって、現在その農地は、誰も耕作していないということでもあります。譲受人の近くに住む従弟に相談をしたところ、この譲受人を紹介してもらい、売買というかたちになったそうであります。現在、何も耕作していないということで、この取引によって、畑がきちんと活かされることから、問題ないと考えております。皆様の更なるご審議の程をお願いいたします。以上、1 番、2 番、12 番について、報告をさせていただきました。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 66 号、受付番号 1 番及び 2 番並びに 12 番を採決いたします。

議案第 66 号、受付番号 1 番及び 2 番並びに 12 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 66 号、受付番号 1 番及び 2 番並びに 12 番は、原案どおり許可することに、決しました。

ここで、12 番議席 赤城委員の除斥を解きます。

午後 1 時 46 分 解除

つづいて、受付番号 11 番は、3 番議席 栗島和子委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、除斥を願います。

午後 1 時 47 分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長
倉持主任

倉持主任より説明いたします。

11 番、筑西市上野、水戸市上国井町、関本上字三道、畑、畑、933 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 3,274 m²、売買、2,452 a、4 (2)、375 a。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号 11 番について、調査委員の報告をお願いします。

栗島菊雄
委員

18 番、栗島です。

過日、書類審査をしまして、その後、譲受人に確認をとりました。譲受人は、関城地区でも大規模経営の農家です。譲渡人が農林振興公社ということで、間違いのないものと確信しております。以上です。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 66 号、受付番号 11 番を採決いたします。

議案第 66 号、受付番号 11 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 66 号、受付番号 11 番は、原案どおり許可することに、決しました。

ここで、3 番議席 栗島和子委員の除斥を解きます。

午後 1 時 50 分 解除

つづいて、議案 66 号、受付番号 3 番から 10 番及び 13 番から 17 番について、事務局より説明願います。

事務局長
倉持主任

倉持主任より説明いたします。

3 番、筑西市松原、神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎東三丁目、村田字葦間、田、田、852 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,972 m²、売買、2,223 a、4 (3)、20 a。

4 番、筑西市中上野、埼玉県川口市大字安行慈林、中上野字六丁歩、畑、畑、282 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 2,209 m²、贈与、69 a、2 (2)、22 a、持分の全部移転。

5 番、筑西市中上野、神奈川県座間市相模が丘 6 丁目、中上野字六丁歩、畑、畑、282 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 2,209 m²、贈与、69 a、2 (2)、22 a、持分の全部移転。

6 番、筑西市中上野、東京都葛飾区金町 5 丁目、中上野字六丁歩、畑、畑、282 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 2,209 m²、贈与、69 a、2 (2)、22 a、持分の全部移転。

7 番、筑西市中上野、埼玉県川口市川口 1 丁目、中上野字六丁歩、畑、畑、282 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 2,209 m²、贈与、69 a、2 (2)、22 a、持分の全部移転。

8 番、筑西市高津、筑西市高津、高津字立角、畑、畑、584 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,279 m²、売買、896 a、5 (4)、13 a。

9 番、筑西市西方、筑西市飯島、伊讚美字下原、田、田、694 m²、売買、199 a、6 (2)、58 a。

10 番、筑西市谷永島、水戸市上国井町、蓮沼字稻荷内、田、田、988 m²、外 10 筆、合計 11 筆、合計面積 8,013 m²、売買、1,869 a、9 (2)、375 a。

13 番、筑西市黒子、筑西市藤ヶ谷、黒子字小芋落、田、田、1,335 m²、外1筆、合計2筆、合計面積2,064 m²、売買、86 a、2 (2)、41 a。

14 番、筑西市向上野、筑西市向上野、向上野字稲荷台、畑、畑、561 m²、外2筆、合計3筆、合計面積1,648 m²、売買、309 a、6 (4)、197 a。

15 番、筑西市玉戸、筑西市玉戸、玉戸字西新田、畑、畑、2,739 m²、売買、105 a、3 (2)、54 a。

16 番、筑西市伊讚美、筑西市伊讚美、伊讚美字東寺野、田、田、991 m²、交換、185 a、2 (1)、313 a。

17 番、筑西市伊讚美、筑西市伊讚美、伊讚美字東寺野、田、田、991 m²、交換、313 a、3 (2)、185 a。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を3番よりお願いします。

赤城美子
委 員

12 番、赤城です。

3 番、4 番、5 番、6 番、7 番、8 番、14 番を報告いたします。昨年12月24日に明野支所内におきまして、書類審査を行いました。まず3番ですが、渡人は遠方に住んでおり、以前より受人が借りて耕作をしていた土地でした。受人は大規模農家で規模拡大を、渡人は規模縮小ということで話がまとまり、売買に至ったそうです。後日、電話で受人渡人双方に確認をとりましたところ、間違いはないとのことでした。書類に不備もみられず、許可相当と思われませんが、皆様方の更なるご審議をよろしく願いいたします。続きまして、4番、5番、6番、7番は、受人はいずれも同じなので、まとめて報告いたします。土地の名義変更がされておらず、2代、3代前の兄弟の子供たちが渡人です。渡人たちは、受人のことも申請土地の権利があることも知らなかったそうです。渡人は皆、遠方に住んでおり、高齢で、快く受人に贈与しますとのことでした。書類に不備もみられず、許可相当と思われませんが、皆様方の更なるご審議をよろしく願いいたします。続きまして8番について報告いたします。受人は、後継者もおり大規模経営者です。規模拡大をしており、また渡人は規模縮小を、話がまとまり、売買に至ったそうです。後日、受人渡人双方に電話をかけ、間違いのないことを確認いたしました。書類に不備もみられず、許可相当と思われませんが、皆様方の更なるご審議をよろしく願いいたします。最後に14番について報告いたします。受人は畑作、ハウス栽培を中心に野菜を生産している若手の農家です。受人の畑に隣接する土地を耕作しており、渡人に売ってもらえないかと持ちかけたところ、快く受け入れてもらえたそうです。後日、電話で受人渡人双方に間違いのないことを確認しました。書類に不備もみられず、許可相当と思われませんが、皆様方の更なるご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長

9 番をお願いします。

宮山繁治
委員

17番、宮山です。

9番、売買の案件なのですが、12月23日に書類確認をしてあります。本人確認については、後日、電話で確認しました。渡人の方は、農業をもうやってなくてですね、作業面でやりづらいというようなことで、隣接者である受人の方との売買になりました。受人の方は、規模拡大をするということから求めたということで間違いはないということでした。また、私の方から16番と17番についても説明いたします。同じく12月23日に書類確認をしました。こちらは交換でございまして、土地が同一場所で、田んぼの面積が両者1反歩ということですので、両者に確認をしました。同一場所、同一条件で交換することで、農地が広がってですね、また同じ面積ということですので、両者にとってもまとめるのがよいということで、何ら問題ないですよということでした。3案件共に許可相当と思われませんが、更なるご審議をお願い申し上げます。以上です。

議長

10番をお願いします。

蓮沼俊男
委員

10番について、16番、蓮沼が報告します。

この案件はですね、現在、協和地区蓮沼の基盤整備事業において、集積集約化のために、地域の若手後継者である受人が、振興公社との売買ということで何ら問題ないと思われまして、更なる審議をよろしく願いいたします。以上です。

議長

13番をお願いします。

齊藤一弥
委員

13番、齊藤です。

23日に書類審査をいたしまして、後日、双方に電話で確認いたしました。申請人である受人、譲渡人の旦那さんが、兄弟だそうです。譲渡人に相続をしたのですが、農業を縮小するというので、本家の譲受人に売買するというのでした。許可相当と思われまして、皆様のご審議、よろしく願いいたします。

議長

15番をお願いします。

関口均
委員

15番、関口です。

15番について説明いたします。先月23日に書類審査をし、後日、電話確認を行いました。受人、渡人共に近所でありまして、渡人は農家をやめたいということで、受人に話をしました。また畑も受人の近くにあるので、売買の了解を得たということです。書類に誤りもなく、問題のないことを確認いたしました。よって当案件は、許可相当と思われまして、更なる皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議長

調査委員よりの報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 66 号、受付番号 3 番から 10 番及び 13 番から 17 番を採決いたします。

議案第 66 号、受付番号 3 番から 10 番及び 13 番から 17 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 66 号、受付番号 3 番から 10 番及び 13 番から 17 番は原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 67 号「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
倉持主任

倉持主任より説明いたします。

議案第 67 号、農地法第 4 条の規定による許可について、令和 4 年 1 月 7 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

番号：1 番、申請人：筑西市上平塚、申請土地の表示：上平塚字堀角、台帳地目：畑、現況地目：雑種地、面積：879 m²、転用目的：農業用施設。

申請地は、筑西市下館総合体育館の北側約 850m、県道結城二宮線の東側約 575m に位置する、農振農用地区域内の農地です。令和 3 年 12 月 14 日付、農業振興地域整備計画における用途区分の変更通知が発出されております。申請者は、転用の許可を得ずに農業用施設を設置したことが判明したことから、是正すべく申請するものです。なお、始末書が添付されております。

2 番、筑西市奥田、奥田字奥田、畑、宅地、194 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 200.68 m²、農家住宅。

申請地は、県道岩瀬二宮線の北北東側約 780m、県道高田筑西線の西側約 306 m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。令和 3 年 10 月 7 日付、農業振興地域整備計画における農用地区域の変更通知が発出されております。申請者は、孫の住宅建築に際し、転用の許可を得ずに農地の一部を住宅敷地として利用してきたことが判明したことから、是正すべく申請するものです。なお、始末書が添付されております。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を 1 番よりお願いします。

國府田
喜久男
委 員

9番、國府田です。

昨年23日、書類確認をし、現地に行きまして、申請人の方に説明をしていただきました。現地は、花栽培のハウスとか、稲の種を蒔くハウスなどが混沌としている所です。問題はないと思われまます。許可相当と思われまますが、更なる皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

2番をお願いします。

柴保
委 員

2番、柴です。

2番についてご報告申し上げます。去る23日に書類審査の後、現地調査をしてきました。申請者の孫の住宅を建築するというようなことで、始末書も添付されており、許可相当かと思われまますが、更なる皆様の審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第67号を採決いたします。

議案第67号は、30a以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願ひまます。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第67号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第68号「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願ひまます。

事務局長
信田主任

信田主任より説明いたします。

議案第68号、農地法第5条の規定による許可について、令和4年1月7日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

番号1番は取下げとなります。

番号2番、譲受人：つくば市吾妻1丁目、譲渡人：筑西市嘉家佐和、申請土地の表示：藤ヶ谷字大砂久保、台帳地目：畑、現況地目：畑、面積：484㎡、契

約内容：売買、転用目的：自己住宅。

申請地は、関東鉄道常総線黒子駅の西側約1km、県道明野間々田線の南側約66mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、市外の借家にて夫と子の3人で暮らしております。子の成長に伴い手狭であり、実家に近く利便性がよいことから、住宅を建築するものです。

3番、筑西市女方、東京都世田谷区船橋6丁目、茂田字北山下、畑、畑、370㎡、売買、自己住宅。

申請地は、県西総合運動公園の西側約627m、県道石岡筑西線の北側約816mに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、市内の借家にて妻と2人で暮らしております。現在の生活が安定してきたことから、将来の生活基盤を整えるため住宅を建築すべく申請するものです。

4番、筑西市稲野辺、桜川市岩瀬、玉戸字西原、畑、畑、247㎡、外1筆、合計2筆、合計面積329㎡、売買、自己住宅。

申請地は、JR水戸線玉戸駅の北東側約537m、筑西市立下館西中学校の南東側約730mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、市内の借家にて妻と子の3人で暮らしております。子の成長に伴い手狭であることから住宅を建築すべく申請するものです。

5番、筑西市辻、筑西市嘉家佐和、辻字西原、畑、畑、556㎡、売買、車両置場。

申請地は、飛行場通りの西側約552m、県道筑西三和線の東側約571mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、市内でいところが営む中古車販売業の従業員です。今般、独立開業を考え、隣接地に事業所を設け中古自動車販売用の車両置場として使用すべく申請するものです。

6番、筑西市関本下、筑西市関本中、関本下字下萱野、畑、畑、371㎡、売買、駐車場。

申請地は、関城支所の西側約305m、県道三和線の東側約87mに位置する、関城支所から概ね500m以内の第2種農地です。候補地の検討がなされております。申請者は、市内にて運送業を営む法人です。今般、従業員駐車場として賃借している土地を返却せざるをえなくなり、新たに従業員駐車場を設置すべく申請するものです。

7番、筑西市小栗、筑西市小栗、小栗字下町西、畑、畑、499㎡、贈与、自己住宅。

申請地は、筑西市立小栗小学校の西側約586m、県道岩瀬二宮線の南側約100mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。令和3年4月5日付で農振除外に係る変更通知が発出されております。申請者は、市内の実家にて生活しております。今般、祖父から土地を譲り受けることができ、生活基盤の確立をはかるため、住宅を建築するものです。

8番、東京都渋谷区渋谷一丁目、筑西市船玉、女方字南新田、畑、畑、944

m²、賃貸借、仮設事務所用地（一時転用）、許可日から3年4カ月。

申請地は、県道結城下妻線の北側約213m、国道50号線の南側約1.5kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。申請者は、市外に本社をおき土木建築工事等を営む法人です。今般、対岸の河川水門工事のため、河川より標高が高い場所に仮設事務所を設置し、作業をすすめるため申請するものです。

9番、栃木県宇都宮市上横田町、筑西市奥田、奥田字奥田、畑、畑、299m²、使用貸借、自己住宅。

申請地は、県道岩瀬二宮線の北北東側約800m、県道高田筑西線の西側約312mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。令和3年10月7日付で農振除外に係る変更通知が発出されております。申請者は、市外の借家にて妻と子の3人で暮らしております。今般、子の成長に伴い借家では手狭になってきたため実家に隣接する土地に住宅を建築すべく申請するものです。

10番、筑西市辻、筑西市木戸、木戸字宮本、畑、雑種地、323m²、売買、資材置場兼駐車場。

申請地は、関東鉄道常総線黒子駅の南西側約308m、県道谷和原筑西線の西側約322mに位置する、概ね500m以内に鉄道駅がある第2種農地です。候補地の検討がなされております。申請者は、市内で金属加工業を営む法人です。今般、駐車場として賃借している土地を返却せざるをえなくなったことと、業績が順調なため資材置場が必要になったことから申請をするものです。なお、許可を得ず碎石を敷設し駐車場として利用していたため、譲渡人より始末書が添付されております。

11番、桜川市上野原地新田、筑西市三郷、三郷字上原、山林、畑、2,369m²、売買、運動場。

申請地は、筑西市立新治小学校の東側約666m、JR水戸線新治駅の北側約747mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。土地収用法該当事業にあたります。申請者は、社会福祉事業を行う法人であり、今般、法人グループ全体で使用する運動場を設置するため、本申請にいたっております。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を2番よりお願いします。

宮崎亨
委員

14番、宮崎が報告します。

2番と5番を報告いたします。まず2番につきましては、譲渡人が譲受人の知人から、土地を求めているということでお願いされ、今回の売買に至ったそうです。続きまして5番は、譲受人は外国人の方でして、譲渡人が以前にも家屋を売買したということがあり、よく知っているということで、今回の売買に至ったそうであります。書類に不備はなく、2件共に許可相当と思われそうですが、皆様の更なるご審議をお願いします。以上です。

議長

3番をお願いします。

大林富子
委 員

11 番、大林です。

3 番について報告いたします。昨年 12 月 23 日、書類審査及び現地確認調査を実施いたしました。後日、譲渡人、受人双方に電話で確認したところ、内容に間違いのないことでした。書類にも不備がなく、この申請は、許可相当と判断しますが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議 長

4 番をお願いします。

関口均
委 員

15 番、関口です。

4 番について説明いたします。先月 23 日に書類審査、現地確認を行いました。後日、電話確認を行いました。現地の周りは宅地で、問題はありません。渡人は、不動産屋であります。受人は、親子でアパートで暮らしており、自己住宅が欲しくて、インターネットで調べて、この場所を買ったそうです。提出されました書類に双方とも問題もなく、許可相当と思われませんが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

6 番をお願いします。

栗島菊雄
委 員

18 番、栗島です。

6 番の調査報告をいたします。事務局からの説明のとおり、譲渡人は、面積が議案書に載っているのですが、大変小面積で利用できないということで、そこへ譲受人の運送会社を経営している人から、従業員の駐車場に是非欲しいということで打診がありまして、了承をしたそうです。書類にも不備がなく、現地調査をしても、隣接ではないのですが、会社から直ぐ近くで、10m位離れた土地であり、許可相当かと思えます。よろしくをお願いします。以上です。

議 長

7 番をお願いします。

秋山員宏
委 員

10 番、秋山です。

7 番について報告をいたします。先月の 24 日に現地調査及び書類審査を行いました。受人、渡人は、お孫さんと祖父にあたります。現在は同居をしておりますが、自己住宅を取得するというので、近所の土地があり、譲り受けるということでもあります。許可相当であると思われませんが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

8 番をお願いします。

永井尚子
委 員

19 番、永井が報告させていただきます。

12 月 23 日に書類審査及び現地調査を実施いたしました。その後、賃借人に電話で確認したところ、川の水門工事のための事務所のために借り受けたという

ことで、その内容に間違いがないとのことでした。また賃貸人にも電話で確認したところ、内容に間違いがないとのことでした。書類にも不備がなく、問題はないと思われませんが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長 9番をお願いします。

柴保 2番、柴です。

委員 去る23日、書類審査の後、現地調査をいたしました。渡人は、親の代から苺農家を立派にやっている方でして、受人は孫であります。書類にも何ら問題不備がないかと思えます。許可相当かと思えます。更なる皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。以上です。

議長 10番をお願いします。

齊藤一弥 13番、齊藤です。

委員 12月23日に書類審査後、現地調査をいたしました。後日、双方に電話で確認をいたしましたところ、譲受人のこの金属の加工製作所では、非常に手狭な所で仕事をしておりました。その南側に空き家がありまして、それに隣接する土地がこの売買の土地でございます。その空き家の所も購入いたすことになっておりまして、そこに事務所を設けると。事務局から説明がありましてとおりに、駐車場の返却ということで、駐車場がないということでこの土地を譲っていただかないかと譲受人に打診したところ、結構ですということだそうです。住宅地の中にある狭小地の畑、農業でやるには、非常に困難な土地でございますので、許可相当と思えます。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

議長 11番をお願いします。

稲見 8番、稲見です。

くに子 11番について報告いたします。昨年12月24日、書類審査及び現地確認を行いました。後日、受人渡人双方に、電話確認を行いました。この土地は、現地確認に行った時には、田んぼとして使われていました。受人が経営している施設のすぐ隣にある土地で、施設に入所している方、通所している方の運動場として使いたいとのこと、渡人との売買の話に至ったそうです。書類に不備もなく、許可相当かと思えますが、皆様の更なるご審議をよろしくをお願いいたします。以上です。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員 「異議なし」

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 68 号を採決いたします。

議案第 68 号は、30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 68 号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 69 号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

信田主任より説明いたします。

議案第 68 号、現況確認証明(非農地証明)について、令和 4 年 1 月 7 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、申請人：下妻市高道祖、申請土地の表示：木戸字磯山、台帳地目：畑、現況地目：山林、面積：714 m²、現況：山林。

申請地は、県道谷和原筑西線の西側約 234m、県道明野間々田線の南側約 1.2 km に位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして 航空写真 を添付し証明願が出されております。

番号 2 番、筑西市海老ヶ島、海老ヶ島字台、畑、宅地、572 m²、店舗敷地。

申請地は、県道つくば真岡線の東側約 70m、県道明野間々田線沿いに位置する土地です。平成 5 年には、農地ではないとして 航空写真 を添付し証明願が出されております。

番号 3 番、筑西市船玉、船玉字下宿、畑、宅地、13 m²、ごみ集積所。

申請地は、県道結城下妻線の南側約 20m、国道 50 号線の南側約 1.8 km に位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして 航空写真 を添付し証明願が出されております。

番号 4 番、筑西市押尾、押尾字北坪、畑、宅地、765 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,021 m²、農家住宅。

申請地は、県道筑西つくば線の東側約 228m、県道下妻真壁線の南東側約 529 m に位置する土地です。平成 5 年には、農地ではないとして 航空写真 を添付し証明願が出されております。

番号 5 番、筑西市新治、新治字谷島、田、宅地、211 m²、自己住宅。

申請地は、JR 水戸線新治駅の東側約 284m、県道つくば真岡線の西側約 138 m に位置する土地です。昭和 61 年には、農地ではないとして 航空写真 を添付し証明願が出されております。

番号6番、筑西市下江連、下江連字東浦、畑、山林、外2筆、合計3筆、合計面積959㎡、山林。

申請地は、県道結城二宮線の北西側約71m、県道真岡筑西線の南西側約159mに位置する土地です。平成6年には、農地ではないとして航空写真を添付し証明願が出されております。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

齊藤一弥
委員

13番、齊藤です。
12月23日に書類審査後、現地の確認に農地利用最適化推進委員、農業委員、事務局で現地に行きました。現地は、約3mか4m位の木になっておりますのが、6、7本生えておりました。また、この土地の南側が山林でございまして、非常に日当たりの悪い土地で、作物を作るのには、不向きな土地と判断いたしまして、非農地証明の発行に支障ないと判断いたしました。皆様の更なるご審議をよろしく願いいたします。

議長

2番をお願いします。

赤城美子
委員

12番、赤城です
2番と4番について報告いたします。昨年12月24日に明野支所内におきまして、書類審査を行い、その後、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局で現地を確認してきました。まず2番ですが、飲食店に隣接する土地で、砂利が一面に敷き詰めてありました。以前は、隣の飲食店も営業しており、宴会場もあり、駐車場として使われていたようです。私も何度か訪れ、車を停めていました。20年以上前にも畑ではなく、駐車場として使われていたことが、添付された航空写真からも伺えます。書類に不備も見られず、同行した委員さんたちも、非農地証明の発行は可能でしょうとのことでした。皆様方の更なるご審議をよろしく願いいたします。続きまして4番について報告いたします。現地は広い敷地の農家住宅の母屋の南と北の場所であり、南は鉄骨の農機具倉庫が建ち、かなりの年月が感じられるものでした。北の場所は、木造の農機具の倉庫があり、申請人から話を聞くことができました。添付された航空写真からも20年以上経過しており、書類に不備も見られず、同行した委員さんたちも皆、非農地証明の発行は可能でしょうとのことでした。皆様方の更なるご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議長

3番をお願いします。

栗島和子
委員

3番、栗島です。
3番についてご報告いたします。申請地は、平成10年頃からごみ集積所として活用されている場所です。20年以上経っていることから非農地証明を発行し

ても問題ないかと思われませんが、更なる皆様のご審議をよろしく申し上げます。
以上です。

議 長 5 番をお願いします。

岩淵進 6 番、岩淵が報告します。

委 員 5 番の案件ですが、昨年 12 月 24 日、協和地区の農業委員と農地利用最適化
推進委員、事務局で書類審査並びに現地確認を行いました。後日、申請人に電
話で確認を行いました。現況は車庫が建っており、将来的には娘さんの家を建
てたいとのことでした。30 年以上にわたって耕作はされておらず、許可相当と
思われませんが、皆様方の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 6 番をお願いします。

瀬端洋 23 番、瀬端でございます。ご報告申し上げます。

委 員 去る先月 23 日に書類審査並びに現地確認調査を行いました。書類には不備が
ありませんでした。現地を確認に行ったところ、20 年以上も経っているような
太い木が何本も生い茂っておりまして、とてもここが畑だったと思えるような
場所ではないことが確認されました。以上をもちまして、この案件につきまし
ては、許可相当かと思われまして、更なる皆様方のご審議の程をよろしくお願
い申し上げます。以上です。

議 長 調査委員の報告は、以上でございます。

 ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員 「異議なし」

議 長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結い
たします。

 議案第 69 号を採決いたします。

 議案第 69 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、
賛成の委員は挙手を願います。

 （挙手全員）

 挙手全員。よって議案第 69 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を
発行することに、決しました。

 次に、議案第 70 号「所有者等を確認できない農地の公示について」を上程い
たします。

 議案について、事務局より説明願います。

事務局長
柴山主事

柴山主事より説明いたします。

議案第70号、所有者等を確認できない農地の公示について、令和4年1月7日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをご覧ください。

当議案につきましては、相続未登記等の原因により共有者が不明の農地について農業委員会が共有者を探索した上で共有者が確認できない場合、農地の保全等の観点から告示を行おうとするものです。告示を6ヶ月間行うことで農地中間管理機構に貸付が可能になります。本制度は、平成30年改正農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づき上程しております。本案件の農地は、筑西市深見地内に位置する農地です。本農地を含む一帯の農地について、これまで大規模農家により耕作されておりましたが、その農家が亡くなったことにより、地元の担い手及び農地利用最適化推進委員の話し合いに基づき、それぞれどこを耕作するかを決めているところであります。その中で、本農地について耕作することが決まった地元の担い手さんより、地権者が亡くなっているため権利設定ができないとの相談があり、調査を行いました。運用に基づき相続人を探索すべく戸籍謄本等を確認しましたが、未婚のため配偶者及び子供は存在しないことが確認できたため、探索を終了しました。このことから、農地法第33条第1項第1号に規定される、耕作の事業に従事するものが不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地に該当し、遊休農地のおそれがある農地と認められます。つきましては、この農地について、農地法第32条第3項の規定に基づき所有者等を確認することができない旨を告示いたします。告示は、市役所の掲示板に掲載するとともに、筑西市のホームページに掲載する予定です。この農地の所有者等は、告示の日から起算して6か月以内に申出書及びその権限を証する書面を農業委員会事務局に提出していただきます。告示期間中に申出があった場合と無い場合で、2パターンに分かれます。まず申出があった場合は、申出された農地の所有者等に改めて利用意向調査を実施します。農地の利用意向があった場合、中間管理機構への利用権設定はできません。申出された方と当該農地の有効活用に向けて協議を進めることとなります。次に申出がなかった場合は、農地法第41条の所有者等を確認できない場合における農地の利用の規定及び農地法第39条第1項の茨城県知事が裁定を行うことに関する規定により、農地中間管理権を設定が可能となり当該農地の活用が可能になります。ただし、中間管理機構の借受基準がございますので、告示された農地を借り受けるかどうか、中間管理機構と協議する必要があります。説明は以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いた

します。

議案第 70 号を採決いたします。

議案第 70 号は、原案どおり、農地法第 32 条第 3 項の規定に基づき公示を行うことに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 70 号は原案どおり、農地法第 32 条第 3 項の規定に基づき公示を行うことに決しました。

次に、議案第 71 号「筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
高島補佐

高島補佐、農政課堀江主事より説明いたします。

議案書 17 ページをご覧ください。議案第 71 号、筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について、令和 4 年 1 月 7 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

堀江主事

農政課の堀江と申します。それでは、筑西農業振興地域整備計画の変更について、ご説明いたします。資料の 19 ページをご覧ください。それでは、読み上げさせていただきます。

農業振興地域の整備に関する法律第 12 条の 2 におきまして、おおむね 5 年ごとに総合見直しをすることとなっております。前回の総合見直しから 5 年以上経過したため行うものであります。事業内容。総合見直しにより以下のとおり農用地の編入、除外を行います。1 番、農用地区域への編入予定地について。農用地内に点在している農用地区域外の土地。2 番、農用地区域からの除外予定地について。公共工事等により農用地ではなくなった土地。各種許可要件が認められていますが、整備計画の変更からもれた土地。農用地区域からの除外や道路整備等によりまして、農用地でなくなった土地。こちらですが、例えば、山林、雑種地、建築物の敷地の状態が 20 年以上継続している土地ですね。そういった、もう農地性がない土地を対象にしております。また、実際、筑西幹線道のような道路が開通しまして、現場がもう道路になっていて、農地ではないようなそういった土地というのも対象になっております。後は、農地であっても、谷津田ですかね。実際、農地として効率的に使うということが難しいような土地というのも対象になっております。そういった土地につきまして、農業委員会事務局と調整をさせていただきまして、今回、農用地から除外する方針となっております。また表記上、1 番の方で編入と書かせていただいているんですが、実際は、土地改良事業の際ですとか、例えば蓮沼ですかね、蓮沼とか黒子でしたね。そういった土地改良の際ですとか。後は補助金関係で、農用地に入っていることが必要なものにつきましては、その際、随時、都度、編入をさせていただいております。今回、総合見直しに関しまして、特別編入す

るということはないような状態になっております。続きまして、総合見直しによる農用地の変更面積について。変更前、変更後、増減の順で読み上げさせていただきます。農業振興地域面積 18,660 h a、変更後 18,660 h a、増減なしです。農用地区域内面積 8,843.91 h a、8,795.84 h a、48.06 減です。続きまして、総合見直しで除外する筆ですね、760 筆ございまして、そのリストになっております。各筆の詳細な説明につきましては、割愛させていただきます。以上になります。

議 長

只今、事務局より説明がありましたが、ここで、農政企画審議会 栗島委員長より審議の報告をお願い致します。

栗島菊雄
農政企画
審議会
委員長

18 番、栗島です。
報告いたします。本日、午後 1 時 15 分より農政企画審議会を開催し、議案第 71 号筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について協議、検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことをご報告いたします。以上です。

議 長

栗島委員長より農政企画審議会の報告がありました。
議案第 71 号について、ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 71 号を採決いたします。

議案第 71 号は原案どおり、筑西農業振興地域整備計画の変更について、同意の意見書を交付することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第 71 号は原案どおり、筑西農業振興地域整備計画の変更について、同意の意見書を交付することに、決しました。

次に、日程第 5、報告第 46 号から 48 号を、事務局より説明願います。

事務局長
菊地課長

菊地課長より説明いたします。

それでは、報告第 46 号になります。農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について、令和 4 年 1 月 7 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理機構の特例事業のために売買により農地を取得するものです。届出件数は 10 件です。

つづきまして、報告第 47 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、令和 4 年 1 月 7 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

市街化区域内の権利移動に伴う農地転用届出です。駐車場 1 件、事務所併用集会施設 1 件、自己住宅 2 件、住宅敷地 1 件、資材置場 1 件、合計 6 件です。

つづきまして、報告第 48 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について、令和 4 年 1 月 7 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約について通知のあったものです。報告件数は農地中間管理事業による解約 7 件を含む 34 件です。以上でございます。

議 長

只今、事務局より報告がありました。この件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

議案はこれで全て議了いたしました。

これにて、令和 3 年度第 10 回筑西市農業委員会定例総会を閉会といたします。長時間にわたり、慎重審議、お疲れさまでした。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和4年1月7日

議 長

署名委員

署名委員